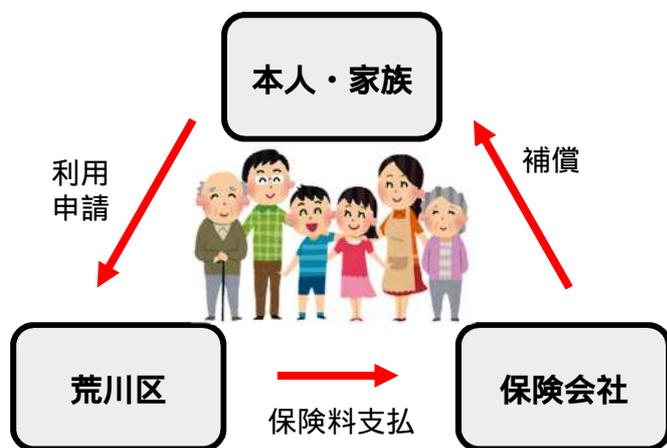


荒川区認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

令和6年12月から開始

保険料の
自己負担なし

認知症の高齢者等が日常生活における故意ではない事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、これに伴う損害を補償する保険です。



< 補償内容 >

- ・損害賠償責任補償
- ・交通事故による傷害の補償(死亡・後遺障害のみ)
- ・被害者死亡時の見舞金補償

ただし、事故の状況等によっては、対象とならない場合があります。

対象者 ... 下記の**全て**に該当する方



- 荒川区内在住(施設に入所または病院に入院していない)
- 区の住民基本台帳に記録されている40歳以上の方
- 医師に認知症と診断されている方または区所定の「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の実施結果が20点以上である65歳以上の方

申請書の配布場所

- ・荒川区役所2階 高齢者福祉課
- ・荒川区ホームページ



詳細は裏面へ

< お問い合わせ >

荒川区福祉部高齢者福祉課介護予防事業係

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号(本庁舎2階)

電話番号: 03-3802-4034

【利用の流れ】

(1) 準備



所定の申請書に必要事項を記入
保険加入対象者本人以外の緊急連絡先を必ず記入してください。
医師の診断書を取得（指定書式なし・診断書に係る費用は自己負担）
65歳以上で医師の診断書がない方は、区所定の「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を実施（20点以上の方が対象）

(2) 申請（申請方法は3通り）

窓口



高齢者福祉課

上記、の写しを持参

郵送



送付先
高齢者福祉課

上記、の写しを送付

電子申請



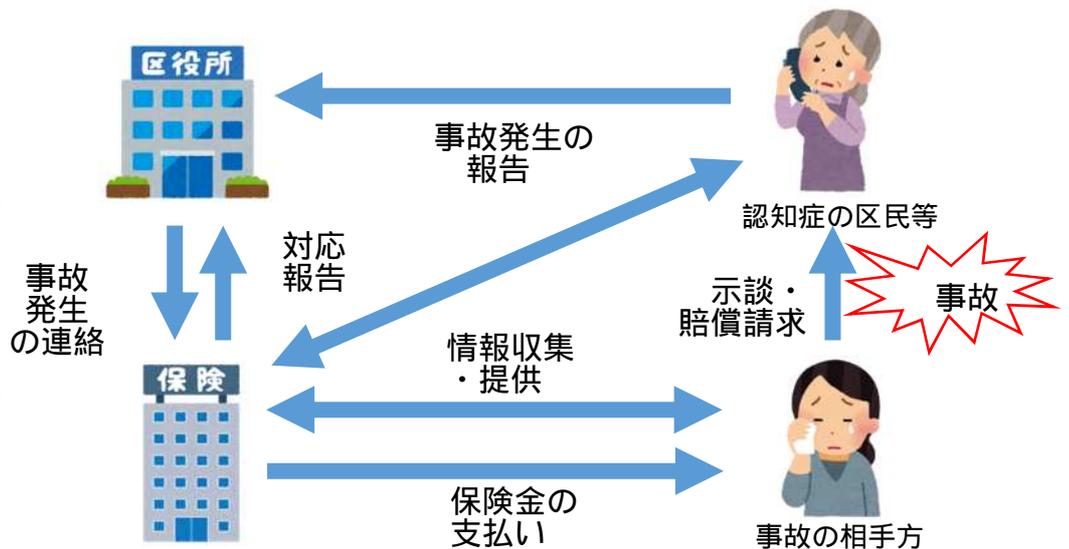
上記を添付

(3) 決定通知

区が申請書類等の確認を行い、決定通知を郵送します。

書類の不備等があった場合は、申請者等にご連絡させていただきます。

もしもの ときの 流れ



注意事項

1. 保険の始期は、保険の加入日（区が事業の利用を承認した日）です。
2. 被保険者本人の登録情報を変更するとき、または被保険者本人が対象要件に該当しなくなったとき等は、区所定の変更・廃止届に必要な事項を記入して、高齢者福祉課まで提出してください。
3. 保険利用の対象に該当しなくなったことを区が確認した場合には、保険利用を取り消すことがあります。